

長崎県環境保健研究センター学習用教材貸出要領

1. 目的

長崎県環境保健研究センター（以下「センター」という）が所有する図書等の学習用教材を貸し出し、地域における環境学習・活動を活性化することを目的とする。

2. 学習用教材

学習用教材とはセンターのエントランスホール及びふれあい実験室に配置されている図書、ビデオ、DVD、実験器具類をいう。

3. 対象

学習用教材を、政治、宗教、営利目的で使用しない者を貸出の対象とする。

4. 経費の負担

無料

5. 貸出の方法

(1) 貸出を希望する者は、「学習用教材貸付申請書（様式第1号）」と「学習用教材貸付契約書（様式第2号）※」に必要事項を記入して、各2部ずつセンターに提出する。

※「学習用教材貸付契約書（様式第2号）」については、「備品」にあたる物品についてのみ提出が必要となる。

(2) 所長は、提出された書類を審査し、支障がない場合は貸出を許可するものとする。

(3) 貸し出す期間は、原則として14日間とする。ただし、貸出を受けようとする者が延長を希望する場合において、所長が必要と認めたときは、7日間に限り延長することができる。

6. 学習用教材の引き渡し

学習用教材の貸付を許可された者（以下「借受者」という。）は原則、センターに来所して物品を受け取るものとする。

7. 転貸の禁止

借受者は、貸し付けた物品を他人に転貸してはならない。

8. 学習用教材の返却

借受者は、貸出期間内にセンターに来所して物品を返却するか、借受者の負担において返送するものとする。

9. 弁償

学習用機材を紛失・破損・汚染した場合は、借受者の責任において現状に修復した上で、返却しなければならない。

10. 物品貸付簿

センターは物品を貸し出した場合には、物品貸付簿記載に代えて貸付申請書及び貸付契約書の保存を行うこととする。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。